# 厚生労働科学研究費補助金等による研究課題の実施のために雇用される若手研究者の 自発的な研究活動等の支援について

(令和 2 年 12 月 10 日科発 1210 第 1 号厚生科学課長決定)

# 1. 趣旨

厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金(以下「補助金」という。)による研究課題の実施のために雇用されている若手研究者は、当該研究課題に従事し、他の研究活動を実施する場合には、当該研究課題以外の雇用財源を確保することが必要であるが、現状では他からの財源が確保できない場合があり、一部の実施のみにとどまっているところである。

補助金による研究課題の実施のために雇用される若手研究者について、雇用されている研究課題から人件費を支出しつつ、当該研究課題に従事するエフォートの一部を、研究課題の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動(以下「自発的な研究活動等」という。)に充当することを可能にすることで、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成(海外や所属するセクター外での活動を含む。)を図る。

## 2. 対象の補助金及び研究課題

令和3年度以降に新規採択された補助金による研究課題

## 3. 対象者

原則として、以下の全てを満たす者とする。

- (1) 民間企業を除く研究機関において、補助金による研究課題実施のために雇用される者
- (2) 40 歳未満の者
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

## 4. 実施条件

原則として、以下の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- (2)研究代表者等が、当該研究課題の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、 所属研究機関が認めること
- (3)研究代表者等が、当該研究課題の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該研究課題に従事するエフォートの20%を上限とする)

## 5. 従事できる業務内容

上記4のすべての条件を満たす自発的な研究活動等(他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。)

# 6. 申請方法

別添の「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申 請手続」のとおりとする。

なお、研究代表者等は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合には、厚生労働省及び研究費配分機関(以下「厚生労働省等」という)に「承認申請書」 及び「承認通知書」の写しを提出すること。

また、「変更申請書」及び「変更承認通知書」についても同様とする。

## 7. 活動報告

別添の「自発的な研究活動等の活動報告手続」のとおりとする。

# 8. 活動の支援、承認取消

研究代表者等は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し、当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行うこと。

なお、当該研究活動等が、4.の実施条件に違反していることが確認された場合には、 所属研究機関は、研究代表者等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認の取り消 しができることとする。

# 9. 状況報告

厚生労働省等は、若手研究者の自発的な研究活動等の実施状況に疑義が生じた場合に、 当該自発的な研究活動等の状況報告を求めるとともに、4.の実施条件に違反しているこ とが確認された場合には、研究機関等に対して、当該自発的な研究活動等の是正を求める ことや当該研究者に支出した人件費のうち、自発的な研究活動等に係る人件費の返還等、 必要な措置を講ずることとする。